

北栄町建設工事等指名競争入札参加者指名基準 運用規定

令和6年4月10日

1 指名業者の選定

指名業者の選定においては、指名競争入札資格申請書類（指名願）に基づき、事業規模、事業の内容、地域の状況、工事（業務）場所と業者との距離、工事実施時期等を考慮するとともに、特定の者にかたよらないように配慮する。なお、指名願の提出のない業者について指名しようとするときは、指名業者の選定までに提出を求め、特別に受け付けるものとする。

2 指名業者数

入札参加指名業者数については、発注工事等の種別ごとに直近の「鳥取県建設工事競争参加資格者情報※1」による格付け（記載のない業者については、最下位の等級とする。）（以下、格付名簿）を準用し、これに相当する等級に格付けされた者のうちから別紙1に掲げる「事業規模別工種別指名業者数」に基づき指名するものとする。ただし、指名される者の2分の1を超えない範囲において、直近上位、直近下位の資格を有する者のうちから指名することを妨げない。また、関係業者が少ない業種、その他特別な理由があるときは、別紙1の指名業者数を増減することができる。

なお、格付名簿に記載のない業種については、北栄町財務規則に従い、3者以上の入札者を指名しなければならない。ただし、特別の必要がある場合において、あらかじめ町長の承認を受けたときはこの限りではない。

3 その他

高度技術を要するものなどについては、共同企業体方式を採用することができるが、その具体化はその都度指名審査委員会で協議して定めるものとする。

※1 鳥取県建設工事競争参加資格者情報（格付名簿）については、鳥取県入札情報公開サービス（インターネットホームページ）により閲覧可能

→ http://nyusatsu.pref.tottori.jp/ppi_top.htm

（利用方法）

① 上記ホームページより「入札情報システム」ボタンをクリック。

② 「県内業者（工種別格付）」をクリックし対象となる業者を検索する。

別紙1

北栄町事業規模別工種別指名業者数

R6. 4. 10

発注区分	指名業者数
1 億円以上	10 以上
5, 000 万円以上	6 以上
1, 500 万円以上	5 以上⇒4 以上
1, 500 万円未満	3 以上

1 下水道工事 事業規模別指名基準

事業規模（予定価格）	鳥取県 格付等級
1 億円以上	A
1, 000 万円以上～1 億円未満	A 及び B
1, 000 万円未満	A、B、C 及び格付無

2 その他土木工事 事業規模別指名基準

事業規模（予定価格）	鳥取県 格付等級
1 億円以上	A
1, 000 万円以上～1 億円未満	A 及び B
300 万円以上～1, 000 万円未満	B、C、D
300 万円未満	D 及び格付無

3 舗装工事 事業規模別指名基準

事業規模（予定価格）	鳥取県 格付等級
1, 500 万円以上	A
1, 500 万円未満	A 及び B

4 一般建築工事 事業規模別指名基準

事業規模（予定価格）	鳥取県 格付等級
1 億円以上	A
1, 500 万円以上～1 億円未満	A 及び B
300 万円以上～1, 500 万円未満	A、B 及び C
300 万円未満	C 及び格付無

5 電気工事 事業規模別指名基準

事業規模（予定価格）	鳥取県 格付等級
1, 500 万円以上	A 及び B
500 万円以上～1, 500 万円未満	A、B、C 及び格付無
500 万円未満	C 及び格付無

6 造園工事 事業規模別指名基準

事業規模（予定価格）	鳥取県 格付等級
300万円以上	A
300万円未満	A及びB

7 水道施設工事 事業規模別指名基準

事業規模（予定価格）	鳥取県 格付等級
指定無	

※宅内工事含む

8 測量・設計・地質調査業務 事業規模別指名基準

事業規模（予定価格）	鳥取県 格付等級
指定無	

※但し水道事業については水道技術に関する資格を有する5社以上とする。

9 電気通信工事 事業規模別指名基準

事業規模（予定価格）	鳥取県 格付等級
指定無	

10 管工事 事業規模別指名基準

事業規模（予定価格）	鳥取県 格付等級
5,000万円以上	A及びB
1,500万円以上～5,000万円未満	C
1,500万円未満	C及び格付無

※以上にならないものは、財務規則により原則3社以上とする。

※1,500万円以上の工事は原則総合評価方式とする。但し、県の工事成績点がない工種（水道工事等）は除く。

※指名される者の2分の1を超えない範囲において、直近上位、直近下位の資格を有する者のうちから指名することを妨げない。また、関係業者が少ない業種、その他特別な理由があるときは、指名業者数を増減することができる。